

総務文教常任委員長報告

(H26. 3 . 10)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第 4 3 号議案、亀岡市部設置条例の一部改正については、地域課題や住民ニーズに対応する組織の確立を基本に、市民の参画と協働による安全・安心のまちづくりをさらに推進するため行政組織・機構改革を行おうとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 5 8 号議案の平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会の所管分について、その主なものは、

総務費では、職員の退職手当の増に伴う職員人件費の増額補正。事業費精算見込みによる大規模スポーツ施設関連事業経費、バス交通関連経費等の減額補正であります。

消防費では、京都中部広域消防組合負担金の確定に伴う減額補正等であります。

教育費における川東小学校・高田中学校改築工事に係る小・中学校建設事業費の増額補正は、平成 2 6 年度に繰り越して実施しようとするものであります。なお、同校に係る学校施設整備事業につい

ては、平成 2 5 年度から平成 2 7 年度まで 3 箇年の継続費が設定されています。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 6 6 号議案から第 7 4 号議案の平成 2 5 年度亀岡財産区ほか 8 財産区特別会計補正予算については、決算見込みに基づく精算整理による所要の金額の補正であり、9 議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。